○佐久市移住検討者滯在費補助金交付要綱

令和3年7月1日告示第93号

佐久市移住検討者滞在費補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住及び二地域居住(以下「移住等」という。)を促進し、地域の活性化を図るため、移住等をすることを目的として本市を訪れ住居又は仕事探し等をする者に対し、本市に滞在するために発生する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則(平成17年佐久市規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

- 第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、本市の住民基本台帳に記録されていない者で、かつ、市内に居住していない者であって、次の各号のいずれかの活動を行う者とする。
 - (1) 本市にて住居を探す活動
 - (2) 本市にて仕事を探す活動
 - (3) 本市の移住交流推進課に移住相談を行う活動
 - (4) 本市にて生活環境や子育て環境等を確認する活動
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める活動
- 2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法 律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者は、補助金の交付を受けることができ ない。

(対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助金の額等は、次の表のとおりとする。

補助金の名称	補助対象経費	補助率等	補助回数等
レンタカーレ ンタル費用補 助金	当市での利用を目的 としたレンタカーの レンタル費用	対象経費の2分の1以内と し、1日当たり3,000円を限度 とする。	合計6日分を限 度とする。
新幹線乗車券 等購入費用補 助金	当市を発着とする新 幹線の乗車券購入費 用	対象経費の2分の1以内とし、一人1日当たり10,000円 を限度とする。	1日当たり4人 分まで、合計6 日分を限度とす る。
高速バス乗車 券購入費用補 助金	当市を発着とする高 速バスの乗車券購入 費用	対象経費の2分の1以内と し、一人1日当たり5,000円を 限度とする。	1日当たり4人 分まで、合計6 日分を限度とす る。

高速道路利用料金補助金	当市への訪問を目的 とした高速道路の利 用料金(最も経済的 かつ合理的と認めら れる経路に限る。)	対象経費の2分の1以内と し、1日当たり10,000円を限 度とする。	合計6日分を限 度とする。
タクシー乗車 料補助金	市内のタクシー乗車料金	対象経費の2分の1以内と し、1日当たり3,000円を限度 とする。	合計6日分を限 度とする。
宿泊費補助金	市内にある宿泊施設の宿泊費	対象経費の2分の1以内とし、一人1泊当たり4,000円を限度とする。	1泊当たり4人 分まで、合計5 泊分を限度とす る。
一時保育サービス利用費補助金	市内にある一時保育サービスの利用費	対象経費の2分の1以内と し、児童一人1日当たり2,000 円を限度とする。	1日当たり児童 3人分まで、合 計6日分を限度 とする。

2 前項の表により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、項目ごとの経費の総額が2,000円未満となる場合を除く。

(交付申込及び活動計画)

- 第4条 補助金の交付申込みは、代表者(単身世帯にあっては当該単身者)が行うものとし、 市内で活動を行う日の5開庁日前までに、佐久市移住検討者滞在費補助金交付申込書(様式 第1号)に佐久市移住検討者滞在費補助金活動計画書(様式第2号)及び全員分の住民票の 写し(謄本)を添えて市長に提出しなければならない。 (申込受付)
- 第5条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、申込みの可否を決定したときは、佐久市移住検討者滞在費補助金申込受理(不受理)通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付申請及び実績報告)

- 第6条 補助金の交付対象者は、佐久市移住検討者滞在費補助金交付申請兼実績報告書(様式 第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
 - (1) 補助対象経費の金額等が分かる領収書や明細書等の写し
 - (2) その他市長が特に必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、佐久市移住検討者滞在費補助金交付決定兼確定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付を請求するときは、佐久市移住検討者滞在費補助金交付請求書(様式第6号)により、市長に請求しなければならない。

(補助金の返還等)

- 第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付された補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 虚偽の申請、報告等を行ったとき。
 - (2) 不正な行為があると認められたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を相当と認めたとき。 (その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和6年2月14日告示第18号)

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

佐久市移住検討者滞在費補助金交付申込書

年 月 日

(申請先) 佐久市長

佐久市移住検討者滞在費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申込みます。

フリガナ		
氏名	生年月日 年 月 日 	
住所	〒	
連絡先(電話番号)		
同行者氏名①	申請者との続柄 ()	
同行者氏名②	申請者との続柄 ()	
同行者氏名③	申請者との続柄 ()	
滞在期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (泊)	
滞在目的	(該当する活動全てに図をつけてください。) □ 本市にて住居を探す活動 □ 本市にて仕事を探す活動 □ 本市の移住交流推進課に移住相談を行う活動 □ 本市にて生活環境や子育て環境等を確認する活動 □ その他 ()

なお、申込に当たっては下記事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1 上記記載内容について、偽りや誤りがないことを誓約し、偽りや誤りがある と判明した場合は、補助金を受けられないことを理解しています。
- 2 上記記載内容を確認するために、市の求めに応じて情報提供を行います。
- 3 上記記載内容に基づき、市の交付要件を満たしていないと認められないときは、補助金を受けられないことを理解しています。

様式第2号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

佐久市移住検討者滞在費補助金活動計画書

年 月 日

(申請先) 佐久市長

住 所

氏 名

佐久市移住検討者滞在費補助金を利用し、滞在期間中に下記計画のとおり活動します。

【活動計画】

日程	活動目的	訪問予定先等	活動予定內容
(記載例) 7月10日 (土)	(記載例) ・住居探し ・環境確認	(記載例) ・○○不動産、×× ホーム ・△△小学校	(記載例) ・住宅相談 ・体験入学
月日()			
月 日 ()			
月 日 ()			
月日()			
月日()			
月日()			

様式第3号(第5条関係) 様式第3号(第5条関係)

第 号年 月 日

佐久市移住検討者滞在費補助金交付申込受理(不受理)通知書

様

佐 久 市 長 即

年 月 日付けで申込みのありました佐久市移住検討者滞在費補助金交付申込書及び佐久市移住検討者滞在費補助金活動計画書の内容につきまして、審査を行い、受理(不受理)となりましたので通知します。

様式第4号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

佐久市移住検討者滞在費補助金交付申請兼実績報告書

年 月 日

(申請先) 佐久市長

佐久市移住検討者滞在費補助金の交付を受けたいので、活動実績及び関係書類 を添付して申請します。

なお、申請に当たっては下記事項について誓約及び同意します。

誓約事項

申請内容に、事実と相違すること等が発覚した場合は、佐久市の指示に従い、 交付を受けた支援金の全部又は一部を直ちに返還します。

同意事項

申請内容に虚偽がないかを確認するために、利用した団体や店舗等に連絡をする可能性があることに同意します。

1 申請者情報

フリガナ								
氏名						生年月日 年	月	目
住所	₹							
連絡先(電話番号)								
同行者氏名①						申請者との続杯 (ў)	
同行者氏名②						申請者との続杯 (f)	
同行者氏名③						申請者との続和 (ђ)	
滞在期間		年 年	月 月	日日	から まで	(泊)		

2 申請する補助金の種類

別紙に金額等が分かる領収書や明細書等の写しを貼付してください。

補助金名	経費総額 (実費)	経費総額の 2分の1の額	利用 人数	利用 数	申請額
レンタカーレン タル費用補助金	円	円		田	円 (上限3,000円/日)
新幹線乗車券等 購入費用補助金	円	円	名	皿	円 (1人当たり上限10,000円/日)
高速バス乗車券 購入費用補助金	円	円	名	日	円 (1人当たり上限5,000円/日)
高速道路利用料 金補助金	円	円	名	目	円 (上限10,000円/日)
タクシー乗車料 補助金	円	Ħ		Ħ	円 (上限3,000円/日)
宿泊費補助金	円	円	名	泊	円 (1人当たり上限4,000円 <i>が</i> 泊)
一時保育サービ ス利用費補助金	円	円	名	田	円(1人当たり上限2,000円/日)

3 活動実績

目	日程		主な活動内容	訪問先等
(記載例) 7月10日	(土)	(記載例) ・住宅相談 ・体験入学	(記載例) ・○○不動産、××ホーム ・△△小学校
月 日	()		
月 日	()		
月 日	()		
月 日	()		
月 日	()		
月 日	()		

様式第5号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

佐久市移住検討者滞在費補助金交付決定兼確定通知書

様

佐久市長 即

佐久市移住検討者滞在費補助金交付要綱に基づき、次のとおり補助金の交付を決定し、その額を確定しましたので通知します。

交付決定	• 確宝額	円
文"17大走"	* 作性 法产 谷具	

(補助金の内訳)

補助金名	決定・確定額
レンタカーレンタル費用補助金	円
新幹線乗車券等購入費用補助金	円
高速バス乗車券購入費用補助金	円
高速道路利用料金補助金	円
タクシー乗車料補助金	円
宿泊費補助金	円
一時保育サービス利用費補助金	円
合計	円

様式第6号(第8条関係)

様式第6号(第8条関係)

佐久市移住検討者滯在費補助金交付請求書

年 月 日

(請求先) 佐久市長

住 所

氏 名

年 月 日付 第 号で交付決定・確定通知のあった 年度 佐久市移住検討者滞在費補助金を下記のとおり請求します。

記

1 確定額

円

(補助金の内訳)

補助金名	確定額
レンタカーレンタル費用補助金	円
新幹線乗車券等購入費用補助金	円
高速バス乗車券購入費用補助金	円
高速道路利用料金補助金	円
タクシー乗車料補助金	円
宿泊費補助金	円
一時保育サービス利用費補助金	円
合計	円

2 請求額 円

3 補助金の振込先

	金融機関名及び支店名	銀行・金庫 組合・農協	支店 支所・出張所
振込先	預金の種類	普 通 ・ 当 座	
	口座番号		
	(カタカナ)		

※口座名義人は、申請人と同一人となるようにしてください。